

兵庫県公報

平成29年12月28日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 青少年愛護条例施行規則の一部を改正する規則（青少年課）	1

公布された法令のあらまし

●青少年愛護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第47号）

青少年愛護条例（以下「条例」という。）の一部改正により、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約等（以下「接続役務契約」という。）を締結するに当たって、青少年又は保護者に対し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの必要性等を説明しなければならないこととされること等に伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 フィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出書
保護者がフィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出をするための書面の様式を定める。
- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項
 - (1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、接続役務契約を締結するに当たって、青少年又はその保護者に対し、説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない事項に次に掲げる事項を加える。
 - ア 当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が提供するフィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置の内容
 - イ 保護者がフィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出をする場合には、フィルタリング・サービスを利用しないことについての正当な理由が必要であること。
 - ウ 条例に規定する青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの必要性
 - (2) 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、(1)ウに関する情報を提供するよう努めるものとする。

規 則

青少年愛護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第47号

青少年愛護条例施行規則の一部を改正する規則

青少年愛護条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「を利用しない」を「及びフィルタリング有効化措置を希望しない」に改める。

第14条の見出し中「携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、同条第1項第3号中「電気通信事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、「フィルタリング・サービス」の右に「及びフィルタリング有効化措置」を加え、同項第4号中「を利用しない」を「及びフィルタリング有効化措置を希望しない」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 条例第24条の5第1項に規定する青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの必要性

第14条第2項中「携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に改める。

様式第11号中「を利用しない」を「及びフィルタリング有効化措置を希望しない」に改める。
様式第12号裏面の部中「携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成29年兵庫県条例第28号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、附則第3項及び附則様式の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。
- 3 青少年愛護条例の一部を改正する条例附則第2項後段において準用する青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第28条第2項の証明書は、附則様式によるものとする。

附則様式

(表面)

No. _____

立 入 調 査 証 明 書

下記の者は、青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成29年兵庫県条例第28号）附則第2項前段の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。

写
真

印

記

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

発行年月日 年 月 日

兵 庫 県 知 事

印

5.8
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

8.8 センチメートル

(裏面)

青少年愛護条例の一部を改正する条例抜粋

附 則

(経過措置)

2 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、必要があると認めるときは、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。この場合においては、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）第28条第2項から第4項までの規定を準用する。

- (1) 改正後の条例第2条第9号に規定する店舗型有害役務営業に該当することとなる営業の場所
- (2) 改正後の条例第2条第10号に規定する無店舗型有害役務営業に該当することとなる営業の事務所又は改正後の条例第17条第1項第8号に規定する受付所

青少年愛護条例抜粋

(立入調査)

第28条

- 2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。